

二級建築士・木造建築士の登録等申請窓口が

平成23年4月1日より

県（各総合事務所）から建築士会に変わります。

平成20年の改正建築士法施行に伴い、現在都道府県が行っている二級・木造建築士免許登録等・閲覧事務を、知事が指定した機関に行わせることができる指定登録法人制度が創設されました。

鳥取県は、(社)鳥取県建築士会を指定登録機関に指定しましたので、平成23年4月1日より、(社)鳥取県建築士会が二級建築士・木造建築士免許の登録等・閲覧事務を行うこととなります。

指定登録機関

【団体の名称】 社団法人 鳥取県建築士会

【登録等業務を行う所在地】 〒680-0803 鳥取市田園町3丁目375 田園ビル2F

【業務内容】 免許登録(新規登録)・登録事項変更届・書換え交付・免許証明書書換え交付・免許の再交付(亡失・汚損の場合)・名簿の閲覧・免許証等の返納

<ご注意> 従来どおり、住所等の届出書(変更を含む)・建築士の死亡等の届出・免許取消申請については、県総合事務所が窓口となっておりますので、ご注意ください。

二級建築士・木造建築士の免許証が平成23年4月1日申請受付分から

免許証明書（顔写真入り携帯型カード）に変わります。

(社)鳥取県建築士会が交付する証明書は、顔写真入り携帯型カードの「免許証明書」となります。

改正建築士法施行により設計又は工事監理の受託契約に関する重要事項説明の際に、「建築士免許証」の掲示が義務化されました。従来のA4サイズの免許証は有効ですが、申し出に応じて、再交付の手続きにより、所要の手数料を支払い、従前の免許証を返納した上で、携帯型のものに切り替えることが可能です。(書換えを強制するものではありません。)

- 免許登録申請(新規登録)19,200円
- 登録事項変更届・書換え交付申請5,900円
- 書換え交付申請(携帯型免許証明書への変更)5,900円
- 再交付申請5,900円

<注意>

※ 登録事項変更届・書換え交付申請と、再交付申請を同時に行う場合は5,900円です。

【お問合せ】

○ 社団法人鳥取県建築士会事務局

TEL 0857-21-7280 FAX 0857-37-2024 E-Mail: info@aba-tori.or.jp HP: http://www.aba-tori.or.jp/

○ 鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課建築指導担当

TEL 0857-26-7391 FAX 0857-26-8113 E-Mail: juutakuseisaku@pref.tottori.jp

【二級建築士】

二級建築士免許証明書

鳥取 太郎	昭和60年12月12日生	
二級建築士	登録番号 第0000号	
	登録年月日 平成0年	
	建築士法昭和22年法第10号により	
	平成23年4月1日	
鳥取県登録機関		
社団法人鳥取県建築士会	0000	
社団法人鳥取県建築士会は建築士法第10条の20第1項の規定により鳥取県が鳥取県指定登録機関である		

【木造建築士】

木造建築士免許証明書

鳥取 二郎	昭和46年4月3日生	
木造建築士	登録番号 第0000号	
	登録年月日 平成0年	
	建築士法昭和22年法第10号により	
	木造建築士の資格を与えたことを証します	
鳥取県登録機関		
社団法人鳥取県建築士会	0000	
社団法人鳥取県建築士会は建築士法第10条の20第1項の規定により鳥取県が鳥取県指定登録機関である		

(免許証明書イメージ)